

職務内容・賃金・勤務条件等

③ 児童厚生員

職務内容	児童館での遊びをととした児童の育成指導・施設の維持管理
応募条件	別紙の資格要件をご覧ください。
報酬等	報酬 月額168,800円～190,200円 期末手当、勤勉手当 ※報酬等については職歴により上記の範囲内で決定されますが、条例改正に伴い変更することがあります。
手当	期末手当のほかに通勤手当相当額を支給します。(片道2Km以上、自動車等利用者は7,100円、公共交通機関等利用者は55,000円を上限とします。)
保険	健康保険、厚生年金、雇用保険に加入
勤務時間	月～土 9時00分～17時00分 ※シフト制により勤務していただきます。 ※週休日及び祝日に勤務となる場合があります。その場合は平日に休日を振り替えます。
休暇	【有給】年次休暇日、夏季休暇、忌引き、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、子の看護休暇、病気休暇(インフルエンザ等)、不妊治療のための休暇、配偶者出産休暇、育児休暇ほか 【無給】短期介護休暇、病気休暇、介護休暇ほか
勤務場所	本庄中央児童館
雇用期間	採用の日から令和8年3月31日 ※任用後1月は条件付採用期間(試用期間)となります。 ※勤務実績等により再度任用する場合があります。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒の対象となります。 ※営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

児童厚生施設職員の資格要件（次のいずれかに該当する者）

1. 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
2. 保育士の資格を有する者
3. 社会福祉士の資格を要する者
4. 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものの
5. 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者
6. 次のいずれかに該当する者で、町長が適当と認めた者
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者